

令和元年6月10日現在

機関番号：28003

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04509

研究課題名（和文）高等教育機関における人権教育についての基礎的研究

研究課題名（英文）Basic research on human rights education in higher education institutions

研究代表者

板山 勝樹（Itayama, Katsuki）

名桜大学・国際学部・教授

研究者番号：80643535

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では第一点目に、大学における人権教育の形成過程を明らかにした。また、その過程で指摘された課題を明らかにした。第二点目に、大学における人権教育に関する量的調査を実施した。その結果、過去に実施された調査と同様の課題が、本調査においても見られた。一方で、教育内容・方法、組織運営において優れた取り組みを行っている大学も発見した。よって第三点目に、優れた取り組みを行っている大学を対象とした質的調査を実施した。この調査によって、優れた実践を行っている大学では、組織的に推進条件を整えている状況が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

義務教育段階や社会教育における人権教育と比べ立ち遅れている高等教育機関における人権教育の調査・研究を行い、その歴史的経緯、現状、課題を一定程度明らかにした。また、一般教養・教職・専門教育としての人権教育の状況、関連科目の必修化・プログラムの系統化の状況、担当教員の非常勤/常勤の状況・学内での位置づけ、研究・教育機関・教職員研修の開催・人権教育方針の有無等、組織的実践を支える体制面、人権教育科目の内容・方法、入学・在学・卒業段階でのマイノリティ学生への支援体制、学会等での活動を含む学際的な共同研究体制づくりの状況についての継続した、さらに精緻な研究の必要性を指摘した。

研究成果の概要（英文）：The first point of this research is to clarify the formation process of Human Rights Education in universities. In addition, this research has clarified the issues pointed out in the process shown above. At the second point, this research has conducted a quantitative survey on Human Rights Education in universities. As a result, the similar issues found in the previous surveys have also been found in this survey. At the same time, this research has also found some universities that make excellent efforts in the content, methods, and organization management in education. Therefore, at the third point, this research has conducted a qualitative survey targeting universities that are making excellent efforts. Through this survey, it has been clarified that in universities that are making good practices generally proceed with conditions systematically prepared.

研究分野：日本教育史・「同和」教育史・人権教育史

キーワード：高等教育機関における人権教育の成立・発展等の過程 高等教育機関における人権教育の実施状況 高等教育機関における人権教育先進校の実践内容 高等教育機関における人権教育の課題

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

#### 1. 研究開始当初の背景

国内外で人権教育を推進する流れがあるにも関わらず、小・中学校の人権教育の普及に比較し、高等学校や大学の教養教育における人権教育はさほど普及していない。この義務教育後の人権教育が不活発である現状は、地域間格差はあるものの、小・中学校での人権教育に一定の展開がみられるのとは対照的である。高校や大学における人権教育についての調査や開発は、義務教育段階や社会教育でのそれらとくらべて立ち後れており、エアポケットとなっている。本研究はその隙間を埋めるものであり、その第一段階として、大学における人権教育の発展に寄与しようと試みるものである。

#### 2. 研究の目的

本研究は、まず高等教育機関における人権教育・啓発が成立・発展してきた歴史的な過程と現状の把握、理解についての基礎的なデータの産出、および高等教育機関におけるすぐれた教育実践の収集を目的としている。調査プロジェクトは、(1) 大学やその他の高等教育機関での人権教育の成立・発展等の過程を跡づける調査、(2) 高等教育機関での人権教育の実施の普及度や教育内容の調査、(3) 日本の高等教育機関における優れた人権教育実践(教育内容・方法、組織運営等)の資料の収集の3つから構成される。

#### 3. 研究の方法

(1)においては、第二次世界大戦後における大学での人権教育に関する史資料を網羅的に収集し、その成立・発展等の過程を跡づける。その際、1950~60年代・1970年代・1980年代・1990年代以降と時期区分し、特に、成立・発展等を促した要因と当時指摘された課題に着目し、分析・考察を行った。(2)においては、全国の大学の数は膨大になるため、教員養成系大学に焦点化し、量的調査(調査票による質問紙調査)を実施した。調査票を回収できなかった大学に関しては、ウェブを通して資料の収集を行った。(3)においては、日本の高等教育機関における優れた人権教育実践(教育内容・方法、組織運営等)の資料の収集と実施した量的調査を通して、「一定の先進性を有する」と判断した大学への質的調査(大学へのフィールドワーク・関係者への聞き取り調査)を実施した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 高等教育機関における同和・人権教育成立・発展等の歴史的経緯(概要)

高等教育機関における同和教育は、差別事件を契機として1950年代に、一部の教員の奮闘などによって開始され、差別事件の頻発、学生からの同和教育要求の高まり、同和対策審議会答申・同和対策事業特別措置法による「同和教育の制度化」、部落解放運動側からの教育要求等を背景として、1960年代には量的な広がりを見せた。1970年代には、これらに加え、当事者学生による教育要求、各自治体による同和教育基本方針の策定等を背景として、量的な広がりとともに質的な深まりも見られた。それは、一般教養科目としての同和・人権教育関連科目の設置(部落問題以外の女性・外国人・障害者問題を取り上げた人権教育関連科目の登場)、大学組織としての同和教育推進体制整備、国立大学における専門講座の設置として現れた。一方で、1970年代に入り、大学での同和教育に関する調査が始められ、学外者(非常勤講師)による科目担当等の課題が指摘された。1980年代には、同和・人権教育関連科目を受講する学生数は増大したが、課題も指摘された。1970年代に現れた課題に加え、受講生が増大したが故に授業の質が担保できなくなった点やその克服をめざし、担当者間での交流・相互批判を行う中で質の向上を図る必要がある点等が指摘され、同和・人権教育に関する学生の認識等と教育の課題を関連づけた議論がなされ始めた。一

方で、全国的な同和・人権教育研究組織としての全国大学同和教育研究協議会や日本解放社会学会が立ち上げられ、担当者間での交流や相互批判によって教育・研究の質的向上をめざす動きも生み出された。

1990年代以降には、国際的な人権教育の理念、内容・方法等の影響を強く受け、「同和教育から人権教育への再構築」の必要性が唱えられ、先進的な大学では、人権教育組織や人権センターの創設、大学総体としての人権宣言・基本方針策定等がなされた。また、1980年代には約25%であった大学における同和教育関連科目の開設率は、1997年には約40%に上昇し、2004年の人権教育関連科目の開設率は約70%に至った(文部省・文部科学省調査より)。一方で、量的に拡大した「人権教育」の曖昧さが指摘されるとともに、引き続き取り組まれた学生を対象とした意識調査の結果から、授業(講義)内容・方法面等での課題が指摘された。

### (2) 全国の教員養成系大学における人権教育に関するアンケート調査の結果(概要)

大学等における人権教育に関する全国的な傾向と比較して、教員養成系大学は、「人権教育」に力をいれているのか、1980年代の調査と比較して30年間の変化はあるのか、という問題意識から、2015年に全国の教員養成系大学における人権教育に関するアンケート調査を実施した。この調査では、「人権教育」の授業の実態を、開講率、開講の形態、教員の雇用形態、授業内容、地域差等、複数の指標から明らかにすることにした。そこで、全国の大学・短期大学の名簿から学部名に「教育」「子ども」「発達」と付く学部を抽出し、四年制大学・学部141校、短期大学・学部126校、合計267校を調査対象とした。「人権教育」に関する授業科目とは、科目名に「人権」「権利」というワードを含む科目があるものに限定した。回収率は、四年制大学回収率62%、短期大学回収率58%であった。なお、回収できなかった残りの大学にはウェブ検索し、科目の有無、常勤の有無、シラバスについての調査を行った。調査の結果をまとめると、一つ目に、教員養成系の学部で「人権教育」科目を開講している大学は、四年制大学48%、短期大学32%、平均40%という結果であった。半分以下の大学でしか開講されていない。二つ目に、同和問題に関する科目開講は、四年制大学は教員養成系28%であり、30年前と大きくは変わりはない(1983年の部落解放研究所大学部会調査は20.0% 1984年文部科学省調査では26.5%であった)。三つ目に、科目開講においては、地域差があり、30年前と変わらない。四つ目に、大学の組織的体制を持っている大学は少なく、常勤の専任教員は、6割というのも、30年前と変わらない。

### (3) 先進的な取り組みを実施している大学の質的調査の結果(概要)

先進的な取り組みを行っている大学(京都教育大学・大阪教育大学・東京学芸大学・大阪市立大学・関西学院大学・京都精華大学)に対する質的調査を行った。この調査では、「提供されている授業科目」「授業以外の取り組み」「推進体制や指針等の有無」、そして「どのような経緯が、あるいは発展要因が実践に結びつくのか」という諸点を調査内容とした。そして、人権教育や人権問題を専門とする教員、推進役の教員、執行部等の方々への聞き取りや当該校に関する史資料の収集・分析を行った。紙幅の関係で、ここでは関西学院大学のみを記す。

関西学院大学(以下、関学と略す)においては、一般教養科目として13科目の人権教育

関連科目が、教職科目として、教育学部での「人権教育論」と他学部での「人権教育論」が提供されている。授業以外の取り組みとしては、春季・秋季に人権に関する講演会・映画会等が行われ、その内容が整理され、翌年度の『KG 人権ブックレット』（教育・啓発用資料）に掲載されている。また 2013 年度より、毎年 IDAHO の日( International Day Against Homophobia and Transphobia, 国際反ホモフォビア・反トランスフォビアの日)の近くの週において「レインボーウィーク」に取り組んでいる。この取り組みの目的は、「私たち一人ひとりがコミュニティの中の多様なカラーを享受し、誰にとってもいきやすい関西学院にむけて、アクションをおこしていくこと」だとされている。

関学において特筆すべきは、取り組みの「組織性」だと考える。関学における初の同和教育の「方針」である「同和教育に取り組む基本姿勢」(1972 年)は、その必要性が議論され始めて間もなく作成されている。また、適宜、自らの教育・研究等を「組織的」に評価・改善する取り組みが行われ、「人権教育の基本方針」(2014 年)の策定に至っている。また、2003 年から毎年実施している新任教職員人権教育研修や、各学部から選出された人権教育科目運営委員が同和・人権教育関連授業に参加し、非常勤講師等をサポートするシステムをとっている点などは、組織的に同和・人権教育に取り組もうとしていることの証だと考えている。

質的調査の小括として第一点目に、人権教育推進における時代的要因が挙げられ、1990 年代以降に発展している事例では、国連等の国際的な人権教育潮流や国内での人権関連施策、男女共同参画や障害者差別解消法等の行政施策の推進をスプリングボードにしているケースや、LGBT のプレゼンスの向上に起因すると思われるケースもあった。第二点目に、人的・組織的要因が挙げられ、積極的な教員の存在・数・地位・力量・影響力が一つの推進要因であるのと同時に、周辺や近接領域の教員の協力・積極的な参画も重要な推進要因だと言える。事例校(人権教育推進校)では、こうした教員を起点として、全学的なアプローチや委員会設置、推進センター設置が行われ、それらが実質的に機能しているケースが多くみられた。

#### 4. 今後の研究課題

文部科学省による 2004・2012 年の調査では、人権教育関連科目の開設率は約 70% に至ったと報告されたが、本研究において取り組んだ全国の教員養成系大学における人権教育に関するアンケート調査の結果では、教員養成系の学部で「人権教育」科目を開講している大学は、四年制大学 48%、短期大学 32%、平均 40% という結果であった。やはり、何を持って『「人権教育」科目』とするのかは曖昧なのではないだろうか。さらには、「人権教育」科目設置に関して地域差がある点、科目担当者が専任教員である割合が 6 割程度であるという点等、1970～80 年代に実施された調査(実施主体は全国大学部落解放研究協議会・部落解放研究所が実施主体となり四回実施)とあまり変わらない結果であった。

このような傾向がある中でも、3 において紹介したように先進的な取り組みを行っている大学は存在しており、そうした大学への質的調査の一端を紹介したが、この調査が十分であったとは言えないであろう。継続的な調査が必要であろうと考えられる。

継続的な調査を実施する上で、本研究の結果を踏まえ、今後調査すべき主な課題を整理すると次の七点となる。「一般教養科目としての人権教育」の状況とあわせて、「教職科

目としての人権教育」・「専門教育としての人権教育」の状況。一点目とも関連し、人権教育関連科目の必修化の状況や人権教育プログラムの系統化・総合化の状況。科目担当教員の「非常勤/常勤」の状況、及び担当教員の学内での位置づけ。研究・教育機関や情報・教材センターの有無、教職員研修の開催の有無、各大学の人権教育方針の有無等、組織的実践を支える体制面。「受講生会議」方式の有無も含めた人権教育科目の内容・方法。入学・卒業段階での差別撤廃に向けた大学等の取り組みと在学中のマイノリティ学生への支援体制。学会等での活動を含む学際的な共同研究体制づくりの状況。今後は、こうした七点の課題を踏まえ、研究を継続する必要があると考える。特に、本調査では実施されている授業の内容の詳細な把握にまでは至っていない。コンテンツの問題や教員の力量・資質の問題等がどのような状況なのかを把握することは、今後の課題だと言える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

1. 松下一世 2017 「高等教育機関における人権教育の基礎的研究 全国の教員養成系大学における人権教育に関するアンケート調査から」部落解放・人権研究所編『部落解放研究』207号解放出版社, 150-167頁
2. 板山勝樹 2018 「高等教育機関における人権教育の『組織性』の形成 関西学院大学における人権教育実践を事例として」部落解放・人権研究所編『部落解放研究』208号解放出版社, 205-220頁
3. 板山勝樹 2018 「一九五〇～一九八〇年代の高等教育機関における同和・人権教育の成立・発展等の過程」福岡県人権研究所編『リベラシオン』170号福岡県人権研究所, 152 - 170頁
4. 板山勝樹 2019 「高等教育機関における同和・人権教育の過去・現在とその課題」部落解放・人権研究所『部落解放』769号解放出版社, 96-103頁
5. 板山勝樹 2019 「一九九〇年代以降の高等教育機関における同和・人権教育の動向とその課題」全国大学同和教育研究協議会編『部落解放と大学教育』全国大学同和教育研究協議会, 2-14頁
6. 松下一世 2019 「量的調査の結果 全国の教員養成系大学における人権教育に関するアンケート調査から」全国大学同和教育研究協議会編『部落解放と大学教育』全国大学同和教育研究協議会, 14-18頁
7. ハヤシザキカズヒコ・松下一世・板山勝樹 2019 「質的調査の概要」全国大学同和教育研究協議会編『部落解放と大学教育』全国大学同和教育研究協議会, 18-24頁

〔学会発表〕(計4件)

1. 松下一世・板山勝樹, 2016年8月8日, 「高等教育機関における人権教育の基礎的研究 量的調査結果をもとに」日本人権教育研究学会, 兵庫教育大学神戸サテライト, 口頭発表
2. 松下一世・板山勝樹, 2017年3月26日, 「高等教育機関における人権教育の基礎的研究 課題言説の整理と量的調査結果」全国大学人権教育交流会 関西学院大学梅田キャンパス, 口頭発表
3. ハヤシザキカズヒコ・松下一世・板山勝樹, 2017年11月30日～12月3日, 「Strengthening the role teacher training programs in Human Rights Education : the case of japan」, 8<sup>th</sup> International Conference on Human Rights Education (第8回人権教育国際会議), モントリオール・コンコルディア大学, 口頭発表
4. ハヤシザキカズヒコ・松下一世・板山勝樹, 2018年6月10日, 「大学における人権教育の過去, 現在, そして未来 全国実態調査から見えてきたこと」, 全国大学同和教育研究協議会春季シンポジウム, 龍谷大学梅田キャンパス, 口頭発表

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (2)研究代表者

研究分担者氏名：板山 勝樹  
ローマ字氏名：ITAYAMA, Katsuki  
所属研究機関名：名城大学  
部局名：国際学部  
職名：教授  
研究者番号（8桁）：80643535

### (2)研究分担者

研究分担者氏名：松下 一世  
ローマ字氏名：MATSUSHITA, Kazuyo  
所属研究機関名：佐賀大学  
部局名：教育学部  
職名：教授  
研究者番号（8桁）：80457457

研究分担者氏名：ハヤシザキ カズヒコ  
ローマ字氏名：HAYASHIZAKI, Kazuhiko  
所属研究機関名：福岡教育大学  
部局名：教育学部  
職名：准教授  
研究者番号（8桁）：10410531

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。